【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の2第1項

【提出先】関東財務局長【提出日】平成22年6月29日【会社名】センコー株式会社【英訳名】SENKO CO., Ltd.

【本店の所在の場所】 大阪市北区大淀中一丁目 1番30号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号) センコー株式会社ケミカル物流営業本部

(東京都港区芝二丁目5番6号) センコー株式会社東京主管支店

(東京都江戸川区臨海町四丁目3番1号)

センコー株式会社名古屋主管支店

(愛知県名古屋市西区牛島町5番2号)

(注) 印は金融商品取引法の規定による縦覧に供すべき場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

EDINET提出書類 センコー株式会社(E04179) 確認書

1【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役福田泰久は、当社の第93期(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2【特記事項】

特記すべき事項はありません。